

医療安全支援センター運営要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発 0330036 号厚生労働省医政局長通知）

別添「医療安全支援センター運営要領」 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
1 目的 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）<u>第 6 条の 13</u>に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、<u>都道府県、保健所を設置する市及び特別区において医療安全支援センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 2 （略） 3 運営主体 <u>都道府県、保健所を設置する市及び特別区</u>（以下「都道府県等」という。）とする。 4 運営体制 （1）センターの設置・運営 ① <u>都道府県等</u>にセンターを設置することを基本とする。また、これに加えて、二次医療圏ごと（保健所を設置する市又は特別区（以下	1 目的 <u>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律により改正された</u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）<u>第 6 条の 11</u>に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。 2 （略） 3 運営主体 <u>都道府県及び保健所を設置する市又は特別区</u>（以下「都道府県等」という。）とする。 4 運営体制 （1）センターの設置・運営 ① <u>都道府県及び保健所設置市区</u>にセンターを設置することを基本とする。また、これに加えて、二次医療圏ごと（保健所を設置する市

「保健所設置市区」という。)のみで構成される二次医療圏は除く。)に設置することが望ましい。

② (略)

③ 都道府県等のセンターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設け、定期的に開催することを基本とする。二次医療圏ごとに設置するセンター（以下「二次医療圏センター」という。）には、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」を設け、地域の実情に応じ、医療安全推進協議会等の当該センターの活動方針等を検討する会議を設け、定期的に開催することを基本とする。当該会議については、都道府県内の近隣地域のセンターが合同で開催することも差し支えない。

(2) センターの業務

① 医療に関する患者・住民からの苦情や相談への対応

② 医療安全推進協議会の開催 (※)

③ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整

④ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供

⑤ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上

⑥ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供（センターにおいて分析を行うことが困難な場合は医療安全支援センター総合支援事業（以下「総合支援事業」という。）による分析結果を情報提供することも差し支えない）

又は特別区（以下「保健所設置市区」という。）のみで構成される医療圏は除く。)に設置することが望ましい。

② (略)

③ センターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設けることを基本とすること。

④ センターの業務

(都道府県センター)

ア 患者・住民からの苦情や相談への対応

イ 医療安全推進協議会の開催

ウ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整

エ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供

オ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上

カ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供

<u>⑦ 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言や研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）</u> <u>また、都道府県ごとに設置するセンターは上記①～⑦に加えて下記⑧～⑪の業務も実施することとする。</u> <u>（削除）</u> <u>⑧ 二次医療圏センターに対する助言、指導</u> <u>⑨ 二次医療圏センター相談職員に対する研修の実施又は総合支援事業により開催する研修への参加支援</u> <u>（削除）</u> <u>⑩ 二次医療圏センターが運営する業務内容の評価</u> <u>⑪ 二次医療圏センターの行う業務を補完する業務</u> <u>（※）二次医療圏センターにおいては地域の実情に応じ、医療安全推進協議会等のセンターの運営方針等を検討する会議を設け、定期的に開催することを基本とする。</u> <u>（削除）</u>	<u>（新設）</u> <u>キ 保健所設置市区センターとの連絡調整</u> <u>ク 二次医療圏センターに対する助言、指導</u> <u>ケ 二次医療圏センター相談職員に対する研修の実施</u> <u>コ 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言や研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）</u> <u>サ 二次医療圏センターが運営する業務内容の評価</u> <u>シ 二次医療圏センターの行う業務を補完する業務</u> <u>（保健所設置市区センター）</u> <u>ス 患者・住民からの苦情や相談への対応</u> <u>セ 医療安全推進協議会の開催</u> <u>ソ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整</u> <u>タ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供</u> <u>チ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上</u>
---	---

(3) 相談窓口 医療に関する患者・住民の相談等へ適切に対応するため、センターに「相談窓口」を設けること。 ①～② (略) ③ <u>相談職員等の職員を対象とした研修等</u>	<u>ツ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供</u> <u>テ 都道府県センターとの連絡調整</u> <u>ト 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）</u> <u>（二次医療圏センター）</u> <u>ナ 患者・住民からの苦情や相談への対応</u> <u>ニ 地域の実情に応じた、医療安全推進協議会等のセンターの運営方針等を検討する会議の開催</u> <u>ヌ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整</u> <u>ネ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供</u> <u>ノ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上</u> <u>ハ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供</u> <u>ヒ 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）</u> (2) 相談窓口 医療に関する患者・住民の相談等へ適切に対応するため、センターに「相談窓口」を設けること。 ①～② (略) ③ <u>相談職員</u>の研修等
--	--

ア 相談等へ適切に対応するために、相談職員等の職員に対して、カウンセリングに関する技能、医事法制や医療訴訟に関する知識、事例分析に関する技能等の習得に必要な研修を定期的に受講させる。 イ (略) ウ 個々の相談職員間の対応内容のばらつきを是正する観点から、<u>総合支援事業において作成している「医療安全支援センター相談対応ガイドブック2016改訂版」等の資料を参考に、相談対応の手順、心構え、個別事例の対応方針、他の機関・団体との連絡調整方法、相談内容の引継ぎ方法などをまとめた「相談対応のための手引」</u>（仮称）を作成し活用することが望ましい。 ④ 相談対応に係る留意事項 ア～ウ (略) エ 情報収集及び記録に関する事項 (ア) (略) (イ) 相談内容や対応について、適切な様式を作成し記録し保存するとともに、適切に活用する。<u>なお、記録及び保存にあたっては電子媒体を活用することが望ましい。</u> オ (略) (4) 医療安全推進協議会 (削除)	ア 相談等へ適切に対応するために、相談職員に対して、カウンセリングに関する技能、医事法制や医療訴訟に関する知識、事例分析に関する技能等の習得に必要な研修を定期的に受講させる。 イ (略) ウ 個々の相談職員間の対応内容のばらつきを是正する観点から、相談対応の手順、心構え、個別事例の対応方針、他の機関・団体との連絡調整方法、相談内容の引継ぎ方法などをまとめた「相談対応のための手引」(仮称)を作成し活用することが望ましい。 ④ 相談対応に係る留意事項 ア～ウ (略) エ 情報収集及び記録に関する事項 (ア) (略) (イ) 相談内容や対応について、適切な様式を作成し記録し保存するとともに、適切に活用する。 オ (略) (3) 医療安全推進協議会 都道府県及び保健所設置市区に設置されるセンターは、地域における
---	--

① （略）

② 開催

協議会は年４回程度を目途に、地域の実情に応じて少なくとも年に１回は開催する。

③ 役割

ア センターの運営方針及び業務内容の検討

イ センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整

ウ 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言を行うことのできる連携体制の構築

エ センターで収集した医療安全の確保に関する相談事例の分析

オ 地域における医療安全の推進のための方策の検討

カ その他センターの業務に関する重要事項の検討

④ （略）

（５）医療の安全に関する情報の提供

① 当該地域における医療の質の向上を図るため、医療の安全に関する情報を適切に情報提供する。

② 医療の安全に関する情報としては、以下のものがある。

例）医療関係団体等が公表する医療安全に関する情報

財団法人日本医療機能評価機構が情報提供する医療安全情

患者・住民からの相談等に適切に対応するために、センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）」を設ける。なお、二次医療圏センターにおいては、当該医療圏の実情に応じて協議会を設けるよう努めること。

① （略）

② 開催

協議会は年４回程度を目途に、地域の実情に応じて開催する。

③ 業務

ア センターの運営方針及び業務内容の検討

イ センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整

ウ 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言

（新設）

エ 地域における医療安全の推進のための方策の検討

オ その他センターの業務に関する重要事項の検討

④ （略）

（４）医療の安全に関する情報の提供

① 当該地域における医療の質の向上を図るため、医療安全の推進に資する情報を適切に情報提供する。

② 医療の安全に関する情報としては、以下のものがある。

例）医療関係団体等が公表する医療安全に関する情報

財団法人日本医療機能評価機構が情報提供する医療安全情

報及び医療事故情報収集等事業報告書等 <u>一般社団法人日本医療安全調査機構が情報提供する医療事故の再発防止に向けた提言等</u> センターに寄せられた医療安全に資する教訓的な相談事例 (6) 研修の実施及び意識の啓発 ①～② (略) ③ <u>①、②の実施にあたっては、「医療安全推進週間」又は「世界患者安全の日 (World Patient Safety Day) 」等の機会を積極的に活用すること。</u> (7) (略) (8) センターの業務の委託 <u>都道府県等は、本事業を適切、公正かつ中立に実施することができる法人及び特定非営利活動法人その他の非営利法人に対し、センターの業務を委託することができる。</u>この場合において、都道府県等は相談等への対応が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図ること。 (9) (略) 5 国による支援事業への協力	報及び医療事故情報収集等事業報告書等 センターに寄せられた医療安全に資する教訓的な相談事例 (5) 研修の実施及び意識の啓発 ①～② (略) (新設) (6) (略) (7) センターの業務の委託 <u>都道府県等から業務の委託を行う場合は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、本事業を適切、公正かつ中立に実施することができる法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人を含むものであって、この場合において、都道府県等は相談等への対応が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図ること。</u> (8) (略) 5 国による支援事業
--	---

センターの設置・運営を円滑に進めるため国として総合的な支援事業を行うこととしているので、総合支援事業で実施する調査への回答並びに研修及び全国協議会への参加等を通して、教訓的な相談事例に関する情報提供やセンターの運営状況の共有等の協力を願いたい。

(削除)

センターの設置・運営を円滑に進めるため国として総合的な支援事業を行うこととしているので、相談職員等への研修等を活用し、医療安全の確保に関する必要な情報提供等の協力を願いたい。

〈支援事業〉

- ① 相談職員等に対する研修
- ② 相談事例等の収集・分析及び情報提供
- ③ センターの新規設置時の支援等